

連携強化加算について

きのけん薬局では、他薬局と連携に係る体制として、次にあげる体制を整備しています。

- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けています。
- (2) 感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施しています。
- (3) 個人防護具（マスク・ガウン・ゴーグル等）を感染症流行時に備えて備蓄しています。
- (4) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供しています。
- (5) 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備されています。
- (6) 災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練を年1回以上実施しています。
- (7) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応についてそれぞれの状況に応じた手順書等の作成をしています。
- (8) 非接触での服薬指導を実施するため、情報通信機器を用いた服薬指導を行う体制を整備しています